

答申書

第1 審査会の結論

実施機関は、審査請求人の主張を一部容認し、審査請求人が開示を求める「平成29年10月16日付9国社中第6号に係る起案（メモ含む）等全ての文書」として、「①大泉町に於ける外国人受け入れ問題について（抗議及び要求）（平成29年10月16日付9国社中第6号）」、「②行政文書収発件名簿（平成29年10月18日分）」、「③平成29年11月17日の電話録音データ」及び「④国家社会主義日本労働者党の抗議及び要求への対応について」の一部を開示すべきであるが、その他の部分については、審査請求人の主張を棄却すべきである。

第2 審査請求に係る経緯

- (1) 平成29年12月18日、審査請求人から実施機関に対して①平成29年10月16日付9国社中第6号に係る起案（メモ含む）等全ての文書、②平成29年11月17日の電話対応にて、録音した件及び総務課長を含め対応者が職名及び氏名を名のらない根拠となる例規等の全ての文書及び③返信用封筒を「簡易書留」で郵送した根拠及び出納記録についての行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）が行われる。
- (2) 平成29年12月26日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書を特定し、①平成29年10月16日付9国社中第6号に係る起案（メモ含む）等全ての文書及び②平成29年11月17日の電話対応にて、録音した件及び総務課長を含め対応者が職名及び氏名を名のらない根拠となる例規等の全ての文書並びに③返信用封筒を「簡易書留」で郵送した根拠及び出納記録のうち根拠の部分については該当文書不存在により不開示、出納記録の部分については一部開示を決定した。
- (3) 平成30年3月1日、審査請求人から上記(2)の決定について、文書不存在とされた文書は、関係法規、例規の規定を鑑みると「存在」するのが然るべきであるので、文書の全部開示を求めるとして、審査請求が行われる。

- (4) 平成30年3月5日、実施機関が審査請求人に対して補正命令を行う。
- (5) 平成30年3月19日、審査請求人から実施機関に対して補正書が提出される。
- (6) 平成30年4月12日、実施機関が弁明を行う。
- (7) 平成30年5月7日、審査請求人から反論書が提出される。
- (8) 平成30年6月12日、実施機関から本審査会に諮問書が提出される。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人

(1) 審査請求の趣旨

平成29年12月26日付け大発第362号で大泉町長が行った行政文書一部開示決定に関する処分にて「文書不存在」とされた文書は関係法規、例規の規定を鑑みると「存在」するのが然るべきである。よって文書の全開示及び「文書不存在」とした根拠及び理由を根拠例規を明示しての説明を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書によって述べている審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 平成29年10月16日付9国社中第6号に係る起案（メモ含む）等全ての文書について

(ア) 平成29年10月16日付9国社中第6号に收受印を押印した文書が存在しないのはおかしい。

(イ) 平成29年11月17日の電話対応にて総務課サイトウ氏から「貴重なご意見として承りました」というのが本町の回答です。との回答をもらったが、行政機関として回答しているのであるから、その意思決定を行った起案文書が存在するはずである。

イ 平成29年11月17日の電話対応にて、録音した件及び総務課長を含め対応者が職名及び氏名を名のない根拠となる例規等の全ての文書について

(ア) 大泉町個人情報保護条例第3条第1項には、「個人情報を収集するときは、（中略）適法かつ公正な手段により収集しなければならない。」

と規定されている。電話を録音した件について文書不存在であるとの回答では、「適法かつ公正な手段」の根拠がないということであり、違法な個人情報収集である。電話を録音している以上、根拠条文があるはずである。

(イ) 電話対応者が職名及び氏名を名のらないことは、地方公務員法等に明確に反しているにもかかわらず、電話対応者が懲戒処分されていないのであるから、職名及び氏名を名のらない根拠となる文書が存在するはずである。

2 実施機関の主張

実施機関が弁明書によって述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成29年10月16日付9国社中第6号に係る起案（メモ含む）等全ての文書について

ア 平成29年10月16日付9国社中第6号に收受印を押印した文書については存在するが、審査請求人が開示を求める内容の行政文書に該当しないものであると認識したものである。

イ 電話対応にて貴重なご意見として承りました。というのが本町の回答です。という回答に係る起案等の存在については、この回答にあたっては、上長からの指示が全て口頭で行われたものであり、関係する行政文書は作成していない。なお、職務命令については、その手続及び形式について別段の制限はなく、要式行為ではないことから、口頭によっても文書によっても良いこととされている。

(2) 平成29年11月17日の電話対応にて、録音した件及び総務課長を含め対応者が職名及び氏名を名のらない根拠となる例規等の全ての文書について

ア 個人情報の収集については、大泉町個人情報保護条例第3条第1項において、「個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。」と定めているが、本項における「適法」とは、「法令等の規定に違反していない」という意味で用いられており、電話の録音を禁止する法令等が存在しない以上、本件開示請求の対象となる行政文書は存在しない。

イ 氏名・職名を名のらなかつたことについては、これらを名のる根拠及び名のらない根拠となる法令等は存在しない。よって、本件開示請求の対象

となる行政文書は存在しない。なお、審査請求人は、審査請求書において総務課サイトウ氏と職員の氏を記していることから、少なくとも職員の氏は認識しているはずである。

3 審査請求人の反論

審査請求人が反論書によって述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成29年10月16日付9国社中第6号に係る起案（メモ含む）等全ての文書について
 - ア 收受印が押印された平成29年10月16日付9国社中第6号は、開示請求を行った内容に該当する文書である。
 - イ 処分庁が主張するように、本件の対応について口頭にてすべての処理がされたと仮定しても、メモ書きすら存在しないという主張は不可解である。
 - ウ 平成29年11月17日の電話対応の録音データについても行政文書に該当し、本件開示請求の該当文書である。
- (2) 平成29年11月17日の電話対応にて録音した件及び総務課長を含め対応者が職名及び氏名を名のらない根拠となる例規等の全ての文書について
 - ア 大泉町個人情報保護条例第3条における「適法」は「法令に違反していないという意味で用いられている」という実施機関の説明には、判断の根拠が示されておらず、客観性を伴っていない。
 - イ 平成29年11月17日の電話対応の録音データについても行政文書に該当し、本件開示請求の該当文書である。
 - ウ 職員が名及び職名を名乗らなかったことについて、地方公務員法第31条に基づく「大泉町職員のサービスの宣誓に関する条例」の宣誓文及び大泉町職員服務規程第2条第2項に反していないのであれば、根拠例規として開示すべきであった。

第4 実施機関の調査

実施機関が審査請求人及び本件開示請求の担当部署の主張を踏まえ、改めて実施した本件開示請求に係る行政文書の調査の概要は、次のとおりである。

- (1) 調査概要 関係職員への聞き取り調査及び関係部署における行政文書の内容の確認
- (2) 調査結果 本件開示請求の該当文書として、次の4つの行政文書を新たに

特定した。

- ア 大泉町に於ける外国人受け入れ問題について（抗議及び要求）（平成29年10月16日付9国社中第6号）
- イ 行政文書収発件名簿（平成29年10月18日分）
- ウ 平成29年11月17日の電話録音データ
- エ 国家社会主義日本労働者党の抗議及び要求への対応について

(3) 上記(2)の判断理由

- ア 「大泉町に於ける外国人受け入れ問題について（抗議及び要求）（平成29年10月16日付9国社中第6号）」については、当初、本件開示請求の該当文書には当たらないと判断したところであるが、審査請求人が当該文書の開示を求めていることを認識したため。
- イ 「行政文書収発件名簿（平成29年10月18日分）」及び「平成29年11月17日の電話録音データ」については、これらの文書も本件開示請求の該当文書であると判断したため。
- ウ 「国家社会主義日本労働者党の抗議及び要求への対応について」については、個人管理がなされていた文書であったことから、行政文書には該当しないものであると判断したところであるが、当該文書が職務上作成されたものであること、及び当該文書の写しを複数の職員が保有していたことを考慮し、当該文書が行政文書に該当するものであり、本件開示請求の該当文書であると判断したため。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求の争点

本件審査請求の争点は、第3の1の審査請求人の主張のとおり、「文書不存在」とされた内容の行政文書の存否である。

行政文書の存否とは、物理的に存在するか、また、物理的に存在するのであれば、解釈上、行政文書に該当するかによって判断する必要がある。

行政文書とは、大泉町情報公開条例第2条第2号において「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（中略）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。（後略）」と定義されている。つまり、解釈上、行政文書に該

当するかどうかについては、①職員が職務上作成又は取得していること、②組織的に共用されていること、③行政機関が保有していること、以上3つの要件を全て満たす必要がある。

これらを踏まえ、本件開示請求に係る行政文書の存否について、以下のとおり判断する。

2 本件開示請求に係る行政文書

(1) 大泉町に於ける外国人受け入れ問題について（抗議及び要求）（平成29年10月16日付9国社中第6号）

当該文書は、国家社会主義日本労働者党が大泉町長宛てに送付した文書であり、大泉町において平成29年10月18日に收受処理がなされたものである。

当該文書については、上記第3の審理関係人の主張のとおり、審査請求人は「平成29年10月16日付9国社中第6号に收受印を押印した文書」についても本件開示請求の該当文書であると主張しており、実施機関は当該文書の保有を認めている。

以上を踏まえると、当該文書は、審査請求人の主張の要旨のとおり「平成29年10月16日付9国社中第6号に係る起案（メモ含む）等全ての文書」に該当することは明らかであり、実施機関が行政文書として保有しているものであることから、審査請求人が開示を求める「平成29年10月16日付9国社中第6号に係る起案（メモ含む）等全ての文書」に該当する行政文書である。

(2) 行政文書収発件名簿（平成29年10月18日分）

「行政文書収発件名簿」とは、町に到達した文書又は町から発送した文書について、その日付、收受又は発送の番号、差出人又はあて名、件名等を記録した行政文書である。平成29年10月18日分の行政文書収発件名簿には、「大泉町に於ける外国人受け入れ問題について（抗議及び要求）（平成29年10月16日付9国社中第6号）」を收受した記録が記載されていることから、審査請求人が開示を求める「平成29年10月16日付9国社中第6号に係る起案（メモ含む）等全ての文書」に該当する行政文書である。

(3) 平成29年11月17日の電話録音データ

平成29年11月17日の電話録音データについては、大泉町に於ける外

国人受け入れ問題について（抗議及び要求）（平成29年10月16日付9国社中第6号）の回答状況等についての通話記録であり、本件についてトラブル等に発展した場合に、通話内容を確認することができるよう、実施機関の職員が職務上作成した電磁的記録である。また、当該電磁的記録については、実施機関の職員が組織的に用いているファイルサーバ内に格納されていることから（当該電磁的記録にアクセスすることができる職員は、総務課の職員に限定されている。）、当該電磁的記録は、組織的に用いられ、実施機関が保有しているものである。

よって、平成29年11月17日の電話録音データについては、審査請求人が開示を求める「平成29年10月16日付9国社中第6号に係る起案（メモ含む）等全ての文書」に該当する行政文書である。

(4) 国家社会主義日本労働者党の抗議及び要求への対応について

当該文書は、大泉町に於ける外国人受け入れ問題について（抗議及び要求）（平成29年10月16日付9国社中第6号）の回答状況について、電話確認があった際に電話対応が予定される職員が、指示事項や対応方法についての確認事項をまとめた文書であり、当該職員が事務便宜のために作成したものである。しかしながら、実施機関の調査によると、当該文書については、この文書を作成した職員が個人的に保有しているのみならず、複数の職員がこの文書の写しを保有していることが確認されたとのことである。

当該文書については、当初、職員の個人メモとして作成されたものであったかもしれないが、その後、他の職員にその写しが配布され、組織的に共用されている文書となったのであるから、当該文書については、組織共用文書として保存・管理すべきものであり、行政文書であると判断される。

よって、当該文書については、審査請求人が開示を求める「平成29年10月16日付9国社中第6号に係る起案（メモ含む）等全ての文書」に該当する行政文書である。

(5) その他の文書の存在

上記第4の実施機関の調査では、関係部署の行政文書の目録から、本件開示請求に関係する行政文書を改めて確認したとのことである。また、関係職員に改めて聞き取り調査を実施したとのことである。

この実施機関の調査結果では、上記4つの行政文書が新たに特定され、そ

の他の行政文書の存在は確認することができなかったとのことである。

なお、複数の職員が私物の手帳やメモ帳等に覚書きとしてメモを残していたことを確認したとのことであるが、これらのメモについては、他の職員と共用で利用されていた事実はなく、組織共用文書ではないことから、行政文書には該当しないと判断したとのことである。

これらのメモが組織的に共用されているかどうかの判断は、これらのメモが①職員個人の意味で自己の執務の便宜のために作成又は取得されたか、上司の指示の下に作成又は取得されたか、②他の職員に配布され、利用に供されたか、③作成又は取得した職員個人の判断で廃棄しうるか、組織として共用されるファイルに保存されているか等を考慮して判断することとなる。

これらのメモについては、職員が自己の執務の便宜のために個人の意味で私物の手帳やメモ帳に記録されていたものであり、また、他の職員に配布され、利用されていた事実もなく、メモを作成した職員個人の判断で廃棄することもできることから、組織的に共用されていたということはできず、行政文書には該当しないものであると判断される。

以上を踏まえると、実施機関の調査及び実施機関の説明には、不合理な部分はないことから、上記4つの行政文書以外には、本件開示請求に係る行政文書は存在しないものと判断する。

3 特定した行政文書の開示内容

- (1) 大泉町に於ける外国人受け入れ問題について（抗議及び要求）（平成29年10月16日付9国社中第6号）

当該文書には、国家社会主義日本労働者党の印影が押印されている。当該印影については、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため、当該印影を除き、開示すべきである。

- (2) 行政文書収発件名簿(平成29年10月18日分)

当該文書には、差出元又はあて名欄に個人の氏名及び任意団体の代表者氏名の記載がある。これらの情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであるため、個人の氏名及び任意団体の代表者氏名を除き、開示すべきである。

(3) 平成29年11月17日の電話録音データ

当該電磁的記録には、実施機関の職員と電話の相手方の音声記録されている。音声については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものである。

公務員の音声については、大泉町情報公開条例第5条第1号ウの規定に該当し、開示することができる情報ではあるが、相手方の音声については、同号の規定により不開示とするべきものである。

当該電磁的記録については、相手方の音声部分のみを容易に区分して除くことができないものと判断されるため、当該電磁的記録については、その全部を不開示とすべきである。

(4) 国家社会主義日本労働者党の抗議及び要求への対応について

当該文書については、不開示情報が含まれていないことから、その全部を開示すべきである。

4 判断

よって、本審査会としては、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の経緯等

本審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年6月12日	実施機関から諮問書等を收受
平成30年6月29日	第1回審査会 調査審議
平成30年7月18日	第2回審査会 調査審議
平成30年7月18日	答申

大泉町情報公開・個人情報保護審査会
会長 角田 雅博
委員 都丸 隆
委員 井上 千恵実